



<p>[削る] ※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（新問7）</p>	<p><u>る。また、当該者が返礼品等の対価として提供するものが、現金でなくポイントその他の金銭に類するものであってもこれに該当する。</u></p> <p>問1の3 「<u>第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭その他の経済的利益（第一号寄附金に係る決済に伴って提供されるものであって、通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するものを除く。）を提供する者（第三者を通じて提供する者を含む。）」（告示第2条第1号ロ(2)）には、どのような場合が該当するか。</u></p> <p>○ <u>ポータルサイト運営事業者等により、直接・間接を問わず寄附者に付与されるポイント等（「マイル」、「コイン」等その名称を問わず寄附者に付与される経済的利益をいう。以下同じ。）については、広く「第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭その他の経済的利益」に該当する。</u></p> <p>○ <u>また、クレジット会社やキャッシュレス決済事業者等により、ふるさと納税に係る寄附に係る決済に伴って付与されるポイント等については、「第一号寄附金に係る決済に伴って提供されるものであって、通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するもの」に該当するが、これらのうち、ふるさと納税に係る寄附に係る決済を対象として追加的に付与されるものについては、「通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するもの」に該当しない。</u></p> <p>○ <u>また、いわゆるポイントサイト等を経由してポータルサイトに遷移し寄附を行った際に当該寄附に伴って付与されるポイント等については、当該ポータルサイトの運営事業者等により直接寄附者に対して付与されるものでなくても、寄附に相当程度関連するものであると考えられることから、「第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭その他の経済的利益」に該当する。</u> <u>（告示第2条第1号ロ(2)の「第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し」提供</u></p>
--	---

<p>[削る] ※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（新問8）</p>	<p><u>される「金銭その他の経済的利益（第一号寄附金に係る決済に伴って提供されるものであって、通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するものを除く。）」に該当すると考えられる例）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ポータルサイト運営事業者等が寄附者に対して、寄附に付随して付与するポイント等</u></li> <li>・ <u>いわゆるポイントサイト等を経由してポータルサイトに遷移し寄附を行った際にポイントを付与する当該寄附に付随して付与されるポイント等</u></li> <li>・ <u>クレジット会社やキャッシュレス決済事業者等が、寄附に係る決済に付随して付与するポイント等のうち、ふるさと納税に係る寄附に係る決済を対象として追加的に付与されるもの及びふるさと納税以外のサービス等の利用状況等に応じて追加的に付与されるもの</u></li> </ul> <p>問2 <u>「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」（告示第2条第1号ハ）とは具体的にどのような宣伝広告が該当するのか。</u></p> <p>○ <u>「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」としては、ふるさと納税の募集に際して、新聞やテレビ、インターネット等の各種広告媒体に返礼品等を強調して掲載しているような場合や、返礼品等の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の者にこれを配布する場合等がこれに該当する。</u></p> <p>○ <u>また、ポータルサイト運営事業者、地方団体から委託を受けてふるさと納税に関する様々な事務を行う事業者（いわゆる中間事業者）及び返礼品取扱事業者等が、独自にこれらの宣伝広告を行う場合、告示第2条第1号ハの「（当該地方団体と第一号寄附金の募集に関し契約を行った者及び当該地方団体の返礼品等を取り扱う者が行う）宣伝広告に該当する。</u></p> <p><u>そのため、地方団体においては、自団体の提供する返礼品等が当該事業者等</u></p>
--	--

Q&A 新旧対照表（別紙2 関係）

	<p><u>による宣伝広告において強調されていないか確認するとともに、当該事業者等との契約等においてそのような宣伝広告を行わない旨の規定を盛り込むなど、必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>告示第2条第1号ハは、宣伝広告について規定したものであり、ポータルサイト上において、通常の情報提供を行うことは、これに該当しないが、告示第2条第1号ニの「情報提供」に該当するので、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現は行わないこと。（問5参照）</u></p>
<p>[削る] ※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（新問9）</p>	<p><u>問3 ふるさと納税の募集に際して、新聞等の各種広告媒体に返礼品等の情報を掲載することは、すべて「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」（告示第2条第1号ハ）に該当するのか。</u></p> <p>○ <u>新聞等の各種広告媒体において、例えば、ふるさと納税の用途等を紹介してふるさとへの支援を呼び掛ける目的や、移住・定住を促す目的、あるいはシティープロモーション等の目的で広告を掲載する場合に、付随的に返礼品等の情報を掲載するといったものは許容される。</u></p> <p>○ <u>「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」に該当しない限り、宣伝広告を行う場合に、どの広告媒体を使うかについては、地方団体の自主的な判断に委ねられる。</u></p>
<p>[削る] ※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（新問10）</p>	<p><u>問4 ポータルサイト運営事業者がサイト登録者等に対して発出しているメールマガジン等は、「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」（告示第2条第1号ハ）に該当するのか。</u></p> <p>○ <u>当該メールマガジン等において、特定の市区町村名が明示され、当該市区町村の返礼品等を強調しているものであって、当該市区町村がその内容を確認した上で発出されているものである場合には、「返礼品等を強調した寄附者を誘</u></p>

<p>[削る] ※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（新問11）</p>	<p><u>引するための宣伝広告」（告示第2条第1号ハ）に該当する。</u></p> <p>問5 <u>「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」（告示第2条第1号ニ）とは具体的にどのような表現か。</u></p> <p>○ <u>「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」としては、具体的には、「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」などが考えられるほか、キャンペーンのような形態で、通常と比較して「必要寄附金額の引下げ」や「個数の増量」を行う旨を併記することも当該表現に該当する。</u></p> <p>○ <u>地方団体においては、上記の例示だけでなく、これらに類似する表現等についてもご留意いただき、新規にポータルサイト等に掲載を開始する返礼品等はもちろんのこと、既に掲載済みの返礼品等についても、確認を行うこと。</u></p> <p>○ <u>なお、地方団体の公式HP等において、当該地方団体が直接これらの表現を用いた情報提供を行う場合のほか、地方団体が、民間事業者と契約し、ポータルサイトにおいてこれらの表現を用いた情報提供を行わせる場合も、告示第2条第1号ニの「情報提供」に該当するため、当該ポータルサイト上における表現についても、地方団体が確認すること。</u></p>
<p>[削る] ※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（新問12）</p>	<p>問6 <u>「当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等」（告示第2条第1号ホ）に、感謝状やお礼状は含まれるのか。</u></p> <p>○ <u>一般的には、寄附者に対して感謝を示すために送られる感謝状やお礼状は、経済的価値がないものであり、返礼品等には該当しないものと考えられる。</u></p> <p><u>同様に、広く一般に配布されているような地方団体の広報誌や観光パンフレット、寄附金を活用して実施した事業の内容を記載した事業結果報告書等についても、返礼品等には該当しないものと考えられる。</u></p>

<p>[削る] ※寄附金活用基準の新設に伴う問番号ズレ（新問14）</p>	<p><u>（募集適正基準（募集費用総額5割以下））</u></p> <p><u>問7 ふるさと納税の募集とその他の目的の内容とを合わせて実施する場合における当該「募集に要する費用」の計上方法如何。</u></p> <p>○ <u>ふるさと納税の募集とその他の目的の内容とを合わせて実施する場合における費用については、ふるさと納税の募集に要する費用とそれ以外の費用とを、合理的に考えられる手法によって区別して、ふるさと納税の募集に係る部分に相当する費用を「募集に要する費用」として計上すること。</u></p> <p>○ <u>例えば、観光プロモーションを主たる内容としたポスターの一部にふるさと納税の募集について記載がある場合には、それぞれの内容を掲載した部分の面積によって費用を按分すること等が考えられる。</u></p>
<p>[削る] ※寄附金活用基準の新設に伴う問番号ズレ（新問15）</p>	<p><u>問8 「募集に要する費用」にはどのような費用が含まれるか。</u></p> <p>○ <u>ふるさと納税の募集だけでなく、ふるさと納税の募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用は、全て該当するものであること。</u></p> <p>○ <u>例えば、寄附金に係る受領証の発行事務に要する費用、ワンストップ特例に係る申請書の受付事務に要する費用（当該事務を電子化するために要する費用を含む。）、ふるさと納税以外の業務も兼任している職員に係る人件費のうち、ふるさと納税に関する業務に係るもの、ふるさと納税に係る寄附の募集や返礼品等に係る情報を掲載するポータルサイト運営事業者に対して支払う費用、ふるさと納税に関する様々な事務を委託するために事業者に対して支払う費用などは、これらの事業者から別の事業者等に再委託等されてふるさと納税に関する事務が行われる場合に生ずる費用も含め、全て「募集に要する費用」に該当するものである。</u></p>

<p>[削る]</p> <p>※寄附金活用基準の新設に伴い、問番号を異動した上で、寄附金受領日ベースに計上方法を統一（新問16）</p>	<p>問8の2 様式1-1中「前指定対象期間に受領した寄附金及びその募集に要した費用」について、例えば、N年9月までに寄附があり、当該寄附に対する返礼品の送付等がN年10月以降となった場合、どのように関連費用を計上すれば良いか。</p> <p>○ 寄附金の募集に要する費用については、様式1-1の記載要領において「指定対象期間の寄附金及びその募集に要する費用の見込額を記入すること」と示しているところ。</p> <p>○ 様式1-1の「募集に要する費用」（見込みを含む。）の計上方法については、以下の2つの方法が想定される。</p> <p>① N-1年度指定対象期間（N-1年10月からN年9月まで）に受領した寄附金に係る募集に要する費用について、当該費用の負担又は支払いがN年度指定対象期間に行われる場合であっても、N-1年度指定対象期間の募集に要する費用とする。【寄附金受領日ベース】</p> <p>② N年度指定対象期間に支払等が行われる費用については、N-1年度指定対象期間に受領した寄附金に係る募集に要する費用であるか否かにかかわらず、N年度指定対象期間の募集に要する費用とする。【支払日ベース】</p> <p>○ 寄附金合計額に占める「募集に要する費用」の比率（募集費用／寄附金比率）の算定に当たっては、基本的に①の方式を採用することが望ましいと考えられるが、事務負担等を考慮し、②の方式を採用することも否定されない。</p> <p>○ ①又は②のいずれの方式を採用する場合であっても、募集費用／寄附金比率の算定の公正性を確保する観点から、今後、任意に計上方法を変更することは原則認められないが、②の方式を採用する地方団体が①の方式に変更することは、適切な対応と考えられる（ただし、再度②の方式に戻すことは原則認められない）。</p>
--	---

<p>[削る] ※寄附金活用基準の新設に伴う問番号ズレ（新問17）</p>	<p><u>問9 これまでふるさと納税受入額を集計する際に、個人からの寄附と法人からの寄附を区別していなかったが、告示第2条第2号における第1号寄附金の額の計上にあたり、それぞれの寄附を区別する必要はあるか。</u></p> <p><u>○ 指定制度下においては、法人からの寄附金を除外し、ふるさと納税として認められる寄附金のみを計上すること。</u></p>
<p>[削る] ※寄附金活用基準の新設に伴う問番号ズレ（新問13）</p>	<p><b>（募集適正基準（食品返礼品取扱事業者による産地名の適正な表示の確保））</b></p> <p>問9の2 告示第2条第3号に規定する「必要な措置を講じている」に該当するためには、具体的にどのような措置を講じていることが必要なのか。</p> <p>○ 少なくとも、告示第2条第3号に掲げる事項及び「ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について」（令和5年総税市第119号）を踏まえ、以下の措置を講じていることが必要である。（地方団体が、地元農家から当該農家が生産した農産物を直接調達する場合など、およそ産地名の不適正表示が生じえないと考えられるものについては、必ずしもこの限りではない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品返礼品取扱事業者との契約に際しては、当該事業者が適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備しているかについて、過去の取引実績などを踏まえ、審査を厳正に行うこと。</li> <li>・ 食品返礼品取扱事業者との契約後も、当該契約に基づく産地名の適正な表示を確保するため、定期的に事業者に対し必要な調査・確認などを行うとともに、特に、食品返礼品の産地名の適正な表示が行われていないこと又は地場産品基準に適合しないことが疑われる場合（過去の取引実績を大幅に超過するなど）には、速やかに実地調査などを行うこと。</li> </ul> <p>そのため、食品返礼品取扱事業者との契約においては、そのような対応を</p>

<p><b>（返礼品等の定義等）</b></p> <p><u>問1</u> 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」（告示第2条第1号）とは具体的にどのようなものか。</p> <p>○ 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」（告示第2条第1号）とは、寄附したタイミングよりも一定期間後において返礼品等（地場産品基準のいずれかに該当するものに限る。）と交換することのできるポイントや施設利用引換券の類いのものを指す。証票に記載されているもののみならず、電子機器その他のものに電磁的方法により入力されたものを含む。</p> <p>○ 交換される対象については、地場産品基準のいずれかに該当する必要がある、地場産品基準に適合するものと適合しないものとの選別が困難な店舗を当該ポイント等の使用可能店舗として指定することは認められない。仮に地場産品</p>	<p>円滑に実施するために必要と考えられる次のような内容を盛り込むこと。</p> <p>① 事業者が食品返礼品の産地名を適正に表示する旨の規定</p> <p>② 地方団体が必要と認めるときは、事業者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができる旨の規定及び事業者が当該調査に応じる義務に係る規定</p> <p>③ 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務に係る規定</p> <p>④ 事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応に係る規定や契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定</p> <p>○ 地方団体において上記の措置を講ずることなく、食品返礼品取扱事業者が食品返礼品の産地名の表示を偽った場合は、法第37条の2第6項及び第314条の7第6項の規定により、指定の取消し対象となり得るものであることに留意すること。</p> <p><b>（返礼品等の定義）</b></p> <p><u>問10</u> 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」（告示第3条）とは具体的にどのようなものか。</p> <p>○ 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」（告示第3条）とは、寄附したタイミングよりも一定期間後において返礼品等（地場産品基準のいずれかに該当するものに限る。）と交換することのできるポイントや施設利用引換券の類いのものを指す。証票に記載されているもののみならず、電子機器その他のものに電磁的方法により入力されたものを含む。</p> <p>○ 交換される対象については、地場産品基準のいずれかに該当する必要がある、地場産品基準に適合するものと適合しないものとの選別が困難な店舗を当該ポイント等の使用可能店舗として指定することは認められない。仮に地場産品</p>
--	---

Q&A 新旧対照表（別紙2 関係）

基準に適合しないものと交換されていることが判明した場合には、指定の取消の対象となり得ることから、各地方団体においては、対象店舗の選定等を慎重に行うこと。

○ 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

（認められると考えられる例）

- ・ 区域内で生産された農作物のみを取り扱う直売所の買物券

（認められないと考えられる例）

- ・ 地場産品以外の商品も販売している区域内のスーパーマーケットやドラッグストア等において、地場産品以外にも利用可能な地域共通券
- ・ 区域内のゴルフ場でのプレー料金だけでなく、併設されたグッズショップにおいて区域外で製造されたゴルフグッズを購入する際の支払いにも充当可能なゴルフ場利用券
- ・ 区域内のホテルの宿泊代だけでなく、併設された売店において区域外で製造された飲料を購入する際の支払いにも充当可能なホテル利用券

問2 略

○ 略

問3 地方団体が契約するポータルサイト運営事業者が寄附者に対して提供するポイント等については、「返礼品等」に含まれるのか。

○ ポイントを付与するポータルサイト等を通じて寄附を募集することは禁止されている。なお、地方団体が経費を追加的に負担している場合には、当該団体の提供する「返礼品等」に含まれることとなり、当然のことながら、法定返礼品基準（地方税法第37条の2第2項第3号及び第4号並びに第314条の7第2項第3号及び第4号に掲げる基準）に適合する必要がある。

基準に適合しないものと交換されていることが判明した場合には、指定の取消の対象となり得ることから、各地方団体においては、対象店舗の選定等を慎重に行うこと。

○ 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

（認められると考えられる例）

- ・ 区域内で生産された農作物のみを取り扱う直売所の買物券

（認められないと考えられる例）

- ・ 地場産品以外の商品も販売している区域内のスーパーマーケットやドラッグストア等において、地場産品以外にも利用可能な地域共通券
- ・ 区域内のゴルフ場でのプレー料金だけでなく、併設されたグッズショップにおいて区域外で製造されたゴルフグッズを購入する際の支払いにも充当可能なゴルフ場利用券
- ・ 区域内のホテルの宿泊代だけでなく、併設された売店において区域外で製造された飲料を購入する際の支払いにも充当可能なホテル利用券

問11 略

○ 略

問12 地方団体が契約するポータルサイト運営事業者が寄附者に対して提供するポイント等については、「返礼品等」に含まれるのか。

○ ポイントを付与するポータルサイト等を通じて寄附を募集することは禁止されている。なお、地方団体が経費を追加的に負担している場合には、当該団体の提供する「返礼品等」に含まれることとなり、当然のことながら、法定返礼品基準（地方税法第37条の2第2項第2号及び第3号並びに第314条の7第2項第2号及び第3号に掲げる基準）に適合する必要がある。

<p>問4 略</p> <p>○ 略</p> <p>2. 地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号関係  <u>（募集適正基準（趣旨に沿った募集方法））</u></p> <p>問5 <u>告示第3条第1号イを規定する趣旨如何。また、「その他の不当な方法による募集」（告示第3条第1号イ）とは具体的にどのような募集が該当するの</u>  <u>か。</u></p> <p>○ <u>ふるさと納税制度は、寄附者が自らの意思でふるさとやお世話になった地方団体に寄附を行うものであり、第三者に謝金を支払うこと等により、当該第三者に寄附者の勧誘・紹介をさせるような行為は、この趣旨に反するものであるため、そのような募集を行わないよう規定するもの。</u></p> <p>○ <u>なお、ふるさと納税に係る事務の一部を委託するため、広く一般に地方団体の情報を提供するために活用されている民間事業者が運営するいわゆるふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）や、観光協会・まちづくり協議会などに対し地方団体が委託料を支出することは、「特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うこと」には該当しない。</u></p> <p>○ <u>「その他の不当な方法による募集」とは、寄附者の自主的な選択を阻害するような適当でない方法による募集をいうものであり、例えば、寄附を行うよう強要すること等がこれに該当する。</u></p> <p>問6 <u>「寄附者から返礼品等の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業として行う者」を通じた募集（告示第3条第1号ロ(1)）には、どのような場合が該当するか。</u></p>	<p>問12の2 略</p> <p>○ 略</p> <p>2. 地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号関係</p> <p>[新設]</p> <p>※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（旧問1）</p> <p>[新設]</p> <p>※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（旧問1の2）</p>
--	---

<p>○ <u>地方団体が設問のような者へ委託等を行い寄附金を募集する場合のほか、地方団体が委託等をしていなくても当該者を通じた寄附を推奨する場合や、当該者が地方団体名を掲げて寄附金を募集することを承諾する場合もこれに該当する。また、当該者が返礼品等の対価として提供するものが、現金でなくポイントその他の金銭に類するものであってもこれに該当する。</u></p>	
<p>問7 「<u>第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭その他の経済的利益（第一号寄附金に係る決済に伴って提供されるものであって、通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するものを除く。）を提供する者（第三者を通じて提供する者を含む。）</u>」（告示第3条第1号ロ(2)）には、どのような場合が該当するか。</p>	<p>[新設] ※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（旧問1の3）</p>
<p>○ <u>ポータルサイト運営事業者等により、直接・間接を問わず寄附者に付与されるポイント等（「マイル」、「コイン」等その名称を問わず寄附者に付与される経済的利益をいう。以下同じ。）については、広く「第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭その他の経済的利益」に該当する。</u></p>	
<p>○ <u>また、クレジット会社やキャッシュレス決済事業者等により、ふるさと納税に係る寄附に係る決済に伴って付与されるポイント等については、「第一号寄附金に係る決済に伴って提供されるものであって、通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するもの」に該当するが、これらのうち、ふるさと納税に係る寄附に係る決済を対象として追加的に付与されるものについては、「通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するもの」に該当しない。</u></p>	
<p>○ <u>また、いわゆるポイントサイト等を経由してポータルサイトに遷移し寄附を行った際に当該寄附に伴って付与されるポイント等については、当該ポータルサイトの運営事業者等により直接寄附者に対して付与されるものでなくても、</u></p>	

<p><u>寄附に相当程度関連するものであると考えられることから、「第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭その他の経済的利益」に該当する。</u></p> <p><u>(告示第3条第1号ロ(2)の「第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し」提供される「金銭その他の経済的利益(第一号寄附金に係る決済に伴って提供されるものであって、通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するものを除く。)」に該当すると考えられる例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ポータルサイト運営事業者等が寄附者に対して、寄附に付随して付与するポイント等</u></li> <li>・ <u>いわゆるポイントサイト等を経由してポータルサイトに遷移し寄附を行った際にポイントを付与する当該寄附に付随して付与されるポイント等</u></li> <li>・ <u>クレジット会社やキャッシュレス決済事業者等が、寄附に係る決済に付随して付与するポイント等のうち、ふるさと納税に係る寄附に係る決済を対象として追加的に付与されるもの及びふるさと納税以外のサービス等の利用状況等に応じて追加的に付与されるもの</u></li> </ul> <p>問8 「<u>返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告</u>」(告示第3条第1号ハ)とは具体的にどのような宣伝広告が該当するのか。</p> <p>○ <u>「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」としては、ふるさと納税の募集に際して、新聞やテレビ、インターネット等の各種広告媒体に返礼品等を強調して掲載しているような場合や、返礼品等の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の者にこれを配布する場合等がこれに該当する。</u></p> <p>○ <u>また、ポータルサイト運営事業者、地方団体から委託を受けてふるさと納税に関する様々な事務を行う事業者(いわゆる中間事業者)及び返礼品取扱事業者等が、独自にこれらの宣伝広告を行う場合、告示第3条第1号ハの「(当該</u></p>	<p>[新設]</p> <p>※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ(旧問2)</p>
---	---

<p><u>地方団体と第一号寄附金の募集に関し契約を行った者及び当該地方団体の返礼品等を取り扱う者が行う」宣伝広告に該当する。</u></p> <p><u>そのため、地方団体においては、自団体の提供する返礼品等が当該事業者等による宣伝広告において強調されていないか確認するとともに、当該事業者等との契約等においてそのような宣伝広告を行わない旨の規定を盛り込むなど、必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>告示第3条第1号ハは、宣伝広告について規定したものであり、ポータルサイト上において、通常の情報提供を行うことは、これに該当しないが、告示第3条第1号ニの「情報提供」に該当するので、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現は行わないこと。（問11参照）</u></p>	
<p>問9 <u>ふるさと納税の募集に際して、新聞等の各種広告媒体に返礼品等の情報を掲載することは、すべて「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」（告示第3条第1号ハ）に該当するののか。</u></p> <p>○ <u>新聞等の各種広告媒体において、例えば、ふるさと納税の使途等を紹介してふるさとへの支援を呼び掛ける目的や、移住・定住を促す目的、あるいはシテーパープロモーション等の目的で広告を掲載する場合に、付随的に返礼品等の情報を掲載するといったものは許容される。</u></p> <p>○ <u>「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」に該当しない限り、宣伝広告を行う場合に、どの広告媒体を使うかについては、地方団体の自主的な判断に委ねられる。</u></p>	<p>[新設] ※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（旧問3）</p>
<p>問10 <u>ポータルサイト運営事業者がサイト登録者等に対して発出しているメールマガジン等は、「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」（告示第3条第1号ハ）に該当するののか。</u></p>	<p>[新設] ※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（旧問4）</p>

<p>○ <u>当該メールマガジン等において、特定の市区町村名が明示され、当該市区町村の返礼品等を強調しているものであって、当該市区町村がその内容を確認した上で発出されているものである場合には、「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」（告示第3条第1号ハ）に該当する。</u></p>	
<p>問11 <u>「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」（告示第3条第1号ニ）とは具体的にどのような表現か。</u></p> <p>○ <u>「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」としては、具体的には、「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」などが考えられるほか、キャンペーンのような形態で、通常と比較して「必要寄附金額の引下げ」や「個数の増量」を行う旨を併記することも当該表現に該当する。</u></p> <p>○ <u>地方団体においては、上記の例示だけでなく、これらに類似する表現等についてもご留意いただき、新規にポータルサイト等に掲載を開始する返礼品等はもちろんのこと、既に掲載済みの返礼品等についても、確認を行うこと。</u></p> <p>○ <u>なお、地方団体の公式HP等において、当該地方団体が直接これらの表現を用いた情報提供を行う場合のほか、地方団体が、民間事業者と契約し、ポータルサイトにおいてこれらの表現を用いた情報提供を行わせる場合も、告示第3条第1号ニの「情報提供」に該当するため、当該ポータルサイト上における表現についても、地方団体が確認すること。</u></p>	<p>[新設] ※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（旧問5）</p>
<p>問12 <u>「当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等」（告示第3条第1号ホ）に、感謝状やお礼状は含まれるのか。</u></p> <p>○ <u>一般的には、寄附者に対して感謝を示すために送られる感謝状やお礼状は、経済的価値がないものであり、返礼品等には該当しないものと考えられる。</u></p>	<p>[新設] ※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（旧問6）</p>

<p><u>同様に、広く一般に配布されているような地方団体の広報誌や観光パンフレット、寄附金を活用して実施した事業の内容を記載した事業結果報告書等についても、返礼品等には該当しないものと考えられる。</u></p> <p><u>（募集適正基準（食品返礼品取扱事業者による産地名の適正な表示の確保））</u></p> <p>問13 <u>告示第3条第3号に規定する「必要な措置を講じている」に該当するためには、具体的にどのような措置を講じていることが必要なのか。</u></p> <p>○ <u>少なくとも、告示第3条第3号に掲げる事項及び「ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について」（令和5年総税市第119号）を踏まえ、以下の措置を講じていることが必要である（地方団体が、地元農家から当該農家が生産した農産物を直接調達する場合など、およそ産地名の不適正表示が生じえないと考えられるものについては、必ずしもこの限りではない。）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>食品返礼品取扱事業者との契約に際しては、当該事業者が適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備しているかについて、過去の取引実績などを踏まえ、審査を厳正に行うこと。</u></li> <li>・ <u>食品返礼品取扱事業者との契約後も、当該契約に基づく産地名の適正な表示を確保するため、定期的に事業者に対し必要な調査・確認などを行うとともに、特に、食品返礼品の産地名の適正な表示が行われていないこと又は地場産品基準に適合しないことが疑われる場合（過去の取引実績を大幅に超過するなど）には、速やかに実地調査などを行うこと。</u></li> </ul> <p><u>そのため、食品返礼品取扱事業者との契約においては、そのような対応を円滑に実施するために必要と考えられる次のような内容を盛り込むこと。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>事業者が食品返礼品の産地名を適正に表示する旨の規定</u></li> <li>② <u>地方団体が必要と認めるときは、事業者に対し調査（実地調査を含む）。</u></li> </ol>	<p>[新設]</p> <p>※告示の規定の整備に伴う問番号ズレ（旧問9の2）</p>
--	---

<p>）を行うことができる旨の規定及び事業者が当該調査に応じる義務に係る規定</p> <p>③ <u>地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務に係る規定</u></p> <p>④ <u>事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応に係る規定や契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定</u></p> <p>○ <u>地方団体において上記の措置を講ずることなく、食品返礼品取扱事業者が食品返礼品の産地名の表示を偽った場合は、法第37条の2第5項及び第314条の7第5項の規定により、指定の取消し対象となり得るものであることに留意すること。</u></p>	
<p><u>（寄附金活用基準（寄附金活用可能額6割以上））</u></p>	
<p>問14 <u>ふるさと納税の募集とその他の目的の内容とを合わせて実施する場合における当該「募集に要する費用」の計上方法如何。</u></p> <p>○ <u>ふるさと納税の募集とその他の目的の内容とを合わせて実施する場合における費用については、ふるさと納税の募集に要する費用とそれ以外の費用とを、合理的に考えられる手法によって区別して、ふるさと納税の募集に係る部分に相当する費用を「募集に要する費用」として計上すること。</u></p> <p>○ <u>例えば、観光プロモーションを主たる内容としたポスターの一部にふるさと納税の募集について記載がある場合には、それぞれの内容を掲載した部分の面積によって費用を按分すること等が考えられる。</u></p>	<p>[新設]</p> <p>※寄附金活用基準の新設に伴う問番号ズレ（旧問7）</p> <p>ただし、募集費用総額5割以下基準における「募集に要する費用」の考え方と同一</p>
<p>問15 <u>「募集に要する費用」にはどのような費用が含まれるか。</u></p> <p>○ <u>ふるさと納税の募集だけでなく、ふるさと納税の募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用は、全て該当するものである</u></p>	<p>[新設]</p> <p>※寄附金活用基準の新設に伴う問番号ズレ（旧問8）</p> <p>ただし、募集費用総額5割以下基準における「募集に要する費用」の考え方と</p>

<p>こと。</p> <p>○ <u>例えば、寄附金に係る受領証の発行事務に要する費用、ワンストップ特例に係る申請書の受付事務に要する費用（当該事務を電子化するために要する費用を含む。）、ふるさと納税以外の業務も兼任している職員に係る人件費のうち、ふるさと納税に関する業務に係るもの、ふるさと納税に係る寄附の募集や返礼品等に係る情報を掲載するポータルサイト運営事業者に対して支払う費用、ふるさと納税に関する様々な事務を委託するために事業者に対して支払う費用などは、全て「募集に要する費用」に該当するものである。</u></p> <p>問16 <u>（N+1）年9月までに寄附があり、当該寄附に対する返礼品等の送付等が（N+1）年10月以降となった場合、当該返礼品等の送付等に係る費用はどちらの指定対象期間の募集に要する費用として計上すべきか。</u></p> <p>○ <u>「募集に要する費用」の計上方法については、告示第4条第1項において「指定対象期間において受領する第一号寄附金の募集に要する費用」と規定しているとおり、N年指定対象期間（N年10月1日から（N+1）年9月30日までをいう。以下同じ。）に受領した寄附金に対する返礼品等の送付等に係る費用について、当該費用の支払等が（N+1）年指定対象期間（（N+1）年10月1日から（N+2）年9月30日までをいう。）以降に行われる場合であっても、N年指定対象期間の募集に要する費用として計上する必要がある。〔寄附金受領日ベース〕</u></p> <p>○ <u>なお、従前、募集費用総額5割以下基準において認めていた計上方法〔支払日ベース〕は、令和8年10月1日以降に開始する指定対象期間において採用することは認められないことに留意すること。</u></p> <p>問17 <u>告示第4条第1号における第1号寄附金の額の計上にあたり、個人からの</u></p>	<p>同一</p> <p>[新設]</p> <p>※寄附金活用基準の新設に伴い、寄附金受領日ベースに計上方法を統一（旧問8の2）</p> <p>[新設]</p>
--	--

<p><u>寄附と法人からの寄附を区別する必要はあるか。</u></p> <p>○ <u>指定制度下においては、個人からの寄附金と法人からの寄附金を区別し、個人からの寄附金を計上すること。</u></p> <p><b>（返礼割合基準）</b></p> <p>問18 返礼割合は、一定期間における通算で受入額に対する調達経費を3割以下にすれば良いのか。例えば、一定期間における返礼割合を4割、別の一定期間における返礼割合を2割とすることによって、年間を通じて3割以下にするといったことが可能か。</p> <p>○ 返礼割合に係る基準は、「個別の」寄附金の受領に伴い提供する返礼品等について適合することが必要であり（<u>地方税法第37条の2第2項第3号及び第314条の7第2項第3号</u>）、一時期であっても、返礼割合が3割を超える返礼品等を提供することは認められない。</p> <p>問19 返礼割合を計算するに当たっての調達に要する費用とは、当該品物の原価、仕入れ値、定価のいずれで計算すれば良いのか。</p> <p>○ 返礼品等の調達に要する費用の額については、当該返礼品等の原価や定価ではなく、返礼品等の調達のために、「<u>地方団体が現に支出した額</u>」（<u>告示第5条第1号</u>）であって、調達に当たって、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び地方税法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額がある場合には、これらの金額を含めること。</p> <p>○ なお、将来的に返礼品取扱事業者など地方団体以外の者に負担を求めることを想定している費用であっても、当該地方団体が返礼品を調達するために一時的にでも支出している場合には、「地方団体が現に支出した額」に含まれるも</p>	<p>※寄附金活用基準の新設に伴う問番号ズレ（旧問9）</p> <p>ただし、募集費用総額5割以下基準における「第1号寄附金の額の計上」の考え方と同一</p> <p><b>（返礼割合基準）</b></p> <p>問13 返礼割合は、一定期間における通算で受入額に対する調達経費を3割以下にすれば良いのか。例えば、一定期間における返礼割合を4割、別の一定期間における返礼割合を2割とすることによって、年間を通じて3割以下にするといったことが可能か。</p> <p>○ 返礼割合に係る基準は、「個別の」寄附金の受領に伴い提供する返礼品等について適合することが必要であり（<u>地方税法第37条の2第2項第2号、第314条の7第2項第2号</u>）、一時期であっても、返礼割合が3割を超える返礼品等を提供することは認められない。</p> <p>問14 返礼割合を計算するに当たっての調達に要する費用とは、当該品物の原価、仕入れ値、定価のいずれで計算すれば良いのか。</p> <p>○ 返礼品等の調達に要する費用の額については、当該返礼品等の原価や定価ではなく、返礼品等の調達のために、「<u>地方団体が現に支出した額</u>」（<u>告示第4条第1号</u>）であって、調達に当たって、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び地方税法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額がある場合には、これらの金額を含めること。</p> <p>○ なお、将来的に返礼品取扱事業者など地方団体以外の者に負担を求めることを想定している費用であっても、当該地方団体が返礼品を調達するために一時的にでも支出している場合には、「地方団体が現に支出した額」に含まれるも</p>
---	---

Q&A 新旧対照表（別紙2 関係）

のであること。

問20 「支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合」（告示第5条第1号）に該当するような具体例はどのようなものか。

○ 略

問21 略

○ 略

（地場産品基準）

問22 「当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの」（告示第6条第2号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問23 「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているもの」（告示第6条第3号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

○ また、当該工程を行うことにより「価値の過半が生じている」と言えるかどうかについては、原則として「平成31年総務省告示第179号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）に基づき総務大臣の定めるものについて」（令和8年4月1日付け総税市第30号）に定める標準的な算出方法（価格ベース）により算出した値が0.5を超えていることにつ

のであること。

問15 「支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合」（告示第4条第1号）に該当するような具体例はどのようなものか。

○ 略

問16 略

○ 略

（地場産品基準）

問17 「当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの」（告示第5条第2号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問18 「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているもの」（告示第5条第3号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

○ また、当該工程を行うことにより「価値の過半が生じている」と言えるかどうかについては、原則として「平成31年総務省告示第179号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）に基づき総務大臣の定めるものについて」（令和7年6月24日付け総税市第70号）に定める標準的な算出方法（価格ベース）により算出した値が0.5を超えていることにつ

Q&A 新旧対照表（別紙2 関係）

<p>き、当該返礼品等の製造等を行う者により証明されているかどうかにより判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨や区域内で行われた工程の詳細をポータルサイト上等に明記すること。</p> <p>○ 略</p>	<p>き、当該返礼品等の製造等を行う者により証明されているかどうかにより判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨や区域内で行われた工程の詳細をポータルサイト上等に明記すること。</p> <p>○ 略</p>
<p>問24 「ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限る」（告示第6条第3号ただし書）とあるが、認められない例にはどのようなものがあるのか。</p> <p>○ 略</p>	<p>問18の2 「ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限る」（告示第5条第3号ただし書）とあるが、認められない例にはどのようなものがあるのか。</p> <p>○ 略</p>
<p>問25 告示第6条第3号ただし書について、食肉の原材料となる家畜が「生産」された区域とは、どこを指すのか。</p> <p>○ 略</p>	<p>問18の3 告示第5条第3号ただし書について、食肉の原材料となる家畜が「生産」された区域とは、どこを指すのか。</p> <p>○ 略</p>
<p>問26 無洗米加工は、告示第6条第3号ただし書の「玄米の精白」に含まれるか。</p> <p>○ 無洗米加工は糠の除去を行うものであり、告示第6条第3号ただし書の「玄米の精白」に含まれるものである。</p>	<p>問18の4 無洗米加工は、告示第5条第3号ただし書の「玄米の精白」に含まれるか。</p> <p>○ 無洗米加工は糠の除去を行うものであり、告示第5条第3号ただし書の「玄米の精白」に含まれるものである。</p>
<p>問27 「一般販売価格」（平成31年総務省告示第179号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）に基づき総務大臣の定めるものについて）（令和8年4月1日付け総税市第30号）とは、具体的にどのようなものを指すのか。</p> <p>○ 略</p>	<p>問19 「一般販売価格」（平成31年総務省告示第179号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）に基づき総務大臣の定めるものについて）（令和7年6月24日付け総税市第70号）とは、具体的にどのようなものを指すのか。</p> <p>○ 略</p>

問28 「返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）」（告示第6条第4号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問29 「地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもの」とはどのようなものを指すのか。また、「形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」（告示第6条第5号柱書及び同号イ）とはどのようなものを指すのか。

○ 略

問30 観光協会等が調達し、配布又は販売を行った場合は、「地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績があるもの」（告示第6条第5号ロ）に該当するのか。

○ 略

問31 「前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること」（告示第6条第6号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問20 「返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）」（告示第5条第4号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問21 「地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもの」とはどのようなものを指すのか。また、「形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」（告示第5条第5号柱書及び同号イ）とはどのようなものを指すのか。

○ 略

問21の2 観光協会等が調達し、配布又は販売を行った場合は、「地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績があるもの」（告示第5条第5号ロ）に該当するのか。

○ 略

問22 「前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること」（告示第5条第6号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

Q&A 新旧対照表（別紙2 関係）

問32 「当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの」であって、「当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるもの」（告示第6条第7号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問33 当該地方団体を訪れるための旅行券は、地場産品として認められるか。「その他これに準ずるもの」（告示第6条第7号）に該当するのか。

○ 略

問34 略

○ 略

問35 「当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務」（告示第6条第7号の2）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問36 「当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの」（告示第6条第7号の3イ）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問22の2 「当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの」であって、「当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるもの」（告示第5条第7号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問23 当該地方団体を訪れるための旅行券は、地場産品として認められるか。「その他これに準ずるもの」（告示第5条第7号）に該当するのか。

○ 略

問24 略

○ 略

問24の2 「当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務」（告示第5条第7号の2）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問24の3 「当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの」（告示第5条第7号の3イ）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

Q&A 新旧対照表（別紙2 関係）

問37 宿泊施設を特定しない旅行券の取扱如何。

- 旅行券については、「物品又は役務と交換させるために提供するもの」（告示第2条第1号）に該当するため、交換される対象については、地場産品基準のいずれかに該当する必要がある。（問1参照）
- そのため、告示第6条第7号の3イの趣旨を踏まえ、宿泊（飲食を伴うものを含む。）に係る部分が1人あたり1泊5万円を超えないものに使用を限定する等の対応が必要となる。

問38 告示第6条第7号の3ロに該当するのはどのような場合か。

- 略

問39 どのような場合に「当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気」として地場産品基準に適合するか。（告示第6条第7号の4）

- 略

問40 「市区町村が近隣の他の市区町村と共同で前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの」（告示第6条第8号イ）とは、どのようなものを指すのか。

- 略

問41 「都道府県が当該都道府県の市区町村と連携し、前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの」（告示第6条第8号ロ）とは、どのようなものを指すのか。

- 略

問24の4 宿泊施設を特定しない旅行券の取扱如何。

- 旅行券については、「物品又は役務と交換させるために提供するもの」（告示第3条第1号）に該当するため、交換される対象については、地場産品基準のいずれかに該当する必要がある。（問10参照）
- そのため、告示第5条第7号の3イの趣旨を踏まえ、宿泊（飲食を伴うものを含む。）に係る部分が1人あたり1泊5万円を超えないものに使用を限定する等の対応が必要となる。

問24の5 告示第5条第7号の3ロに該当するのはどのような場合か。

- 略

問24の6 どのような場合に「当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気」として地場産品基準に適合するか。（告示第5条第7号の4）

- 略

問25 「市区町村が近隣の他の市区町村と共同で前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの」（告示第5条第8号イ）とは、どのようなものを指すのか。

- 略

問26 「都道府県が当該都道府県の市区町村と連携し、前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの」（告示第5条第8号ロ）とは、どのようなものを指すのか。

- 略

問42 「都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの」（告示第6条第8号ハ）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問43 「震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するもの」（告示第6条第9号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問44 略

○ 略

### 3. 地方税法第37条の2第3項及び第314条の7第3項関係

（地方税法施行規則第1条の15の2並びに第1条の16第2項及び第3項）

問45 地方税法施行規則第1条の15の2並びに第1条の16第2項及び第3項について具体的な事務の流れはどうなるのか。

○ N年10月1日～(N+1)年9月30日の指定において、不指定となった地方団体又は申出書及び添付書類を総務大臣に提出しなかった地方団体は(N+1)年4月1日～8月31日の間に、指定を取り消された地方団体は当該取消の日から起算して3年以内で総務大臣が定めた期間を経過する日の属する月の初

問27 「都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの」（告示第5条第8号ハ）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問28 「震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するもの」（告示第5条第9号）とは、どのようなものを指すのか。

○ 略

問29 略

○ 略

### 3. 地方税法第37条の2第3項及び第314条の7第3項関係

（地方税法施行規則第1条の16第3項から第5項まで）

問30 地方税法施行規則第1条の16第3項から第5項までについて具体的な事務の流れはどうなるのか。

○ N年10月1日～(N+1)年9月30日の指定において、不指定となった地方団体又は申出書及び添付書類を総務大臣に提出しなかった地方団体は(N+1)年4月1日～8月31日の間に、指定を取り消された地方団体は当該取消の日から起算して3年以内で総務大臣が定めた期間を経過する日の属する月の初

日から末日までの間に、それぞれ1回に限り、申出書その他総務省令で定める書類を総務大臣に提出し、審査を受けた上で、(N+1)年9月30日までの残りの期間について指定を受けることができることとするもの。

#### 4. 地方税法第37条の2第5項及び第314条の7第5項関係 (総務大臣による指定の取消し)

問46 指定の取消しについては、どのような基準に基づき行われることになるのか。

- 指定対象期間又は当該指定対象期間の初日前4年以内（指定対象期間の初日が令和8年4月1日から令和11年9月30日までの期間に属する場合については、令和7年10月1日から指定対象期間の初日の前日までの間。）において、指定基準（地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準をいう。）のいずれかに適合しなくなったと認められる場合又は適合していなかったと認める場合には、基準違反が事務的なミスによるものであることや基準違反により受領した寄附金の額が僅少であることなど特段の事情がない限り、指定を取り消すものとする。

#### 5. 地方税法施行規則第1条の17の2第1項関係

日から末日までの間に、それぞれ1回に限り、申出書及び添付書類を総務大臣に提出し、審査を受けた上で、(N+1)年9月30日までの残りの期間について指定を受けることができることとするもの。

#### 4. 地方税法第37条の2第5項及び第314条の7第5項関係 (総務大臣による指定の取消し)

問31 指定の取消しについては、どのような基準に基づき行われることになるのか。

- 指定対象期間又は当該指定対象期間の前1年以内において、募集適正基準（地方税法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号に規定する募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準）又は法定返礼品基準（地方税法第37条の2第2項第2号及び第3号並びに第314条の7第2項第2号及び第3号に掲げる基準）のいずれかに適合しなくなったと認められる場合又は適合していなかったと認める場合には、基準違反が事務的なミスによるものであることや基準違反により受領した寄附金の額が僅少であることなど特段の事情がない限り、指定を取り消すものとする。
- なお、当該指定対象期間の前1年以内において各指定基準に適合していたことも指定の要件となるため、例えば、募集に要する費用の額が寄附金の額の5割以下であることとする基準については指定対象期間を通じて適合性を判断するものであるが、ある指定対象期間において募集に要する費用の額が5割を超過した団体は、当該指定対象期間の次の指定対象期間において、指定の取消しの対象となり得るものであることに留意すること。

#### 5. 地方税法施行規則第1条の17第2項関係

Q&A 新旧対照表（別紙2 関係）

問47 「返礼品を提供しない」と申出を行った地方団体が「返礼品を提供する」と変更しようとする場合には、どのような手続きを取ればよいか。

- 指定申出の際に「返礼品等を提供しない」と申し出ており、指定を受けた地方団体が、新たに指定対象期間において返礼品等を提供しようとする場合には、予め、提供しようとする返礼品等の内容について、地方税法施行規則第1条の17の2第1項の規定に準じて、指定申出時に提出する書類のうち返礼品等に係る書類を調製し、総務省へ提出すること。

問32 「返礼品を提供しない」と申出を行った地方団体が「返礼品を提供する」と変更しようとする場合には、どのような手続きを取ればよいか。

- 指定申出の際に「返礼品等を提供しない」と申し出ており、指定を受けた地方団体が、新たに指定対象期間において返礼品等を提供しようとする場合には、予め、提供しようとする返礼品等の内容について、地方税法施行規則第1条の17第2項の規定に準じて、指定申出時に提出する書類のうち返礼品等に係る書類を調製し、総務省へ提出すること。